

＜年金分割の割合を定める調停（審判）を申し立てる方へ＞

1 概要

離婚時年金分割制度における年金の按(あん)分割合（分割割合）について、当事者間で話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合に、離婚した日の翌日から2年以内であれば、家庭裁判所の調停（審判）手続きを利用することができます。事実上の婚姻関係にあったと認められる方も対象になりますが、その場合、分割の対象となるのは、当事者の一方が被扶養配偶者として国民年金法上の第3号被保険者と認定されていた期間（第3号被保険者期間）に限られます。

調停では、調停委員会が、申立人（あなた）及び相手方から事情をお聴きしながら、分割割合についての話し合いを進めていきます。話し合いがまとまらず、調停が不成立になった場合には、自動的に審判手続きが開始され、裁判官が双方が提出した資料等一切の事情を考慮して、審判をします。なお、夫婦関係調整（離婚）調停又は内縁関係調整（解消）調停に伴って年金分割の割合を話し合いたい場合には、上記各調停手続きを利用してください。

審判を申し立てた場合でも、調停手続きが先行することがあります。

2 申立先

調停の場合には相手方の住所地を管轄する家庭裁判所、審判の場合には申立人又は相手方の住所地を管轄する家庭裁判所となります。ただし、相手方との間で、担当する家庭裁判所について合意ができており、申立書とともに管轄合意書を提出していただいたときには、その家庭裁判所でも対応することができます。

3 申立てに必要な費用

- ☐ 収入印紙・・情報通知書 1 通につき、1,200円分
- ☐ 連絡用の郵便切手・・（調停）140円×1枚、84円×10枚、10円×10枚 合計1,080円分
（審判）500円×4枚、84円×8枚、10円×10枚、5円×2枚 合計2,782円分

4 申立てに必要な書類

- ☐ 申立書（裁判所用）＋申立書コピー（相手方用、申立人（あなた）用の控え）
 - 申立書は、法律の定めにより相手方に送付しますので、申立書とともに相手方送付用のコピーを提出してください。申立人用の控えは、調停（審判）期日に持参してください。なお、裁判所の窓口には3枚複写式の申立書用紙がありますので、ご利用ください。
- ☐ 連絡先等の届出書 1 通
 - 連絡先等について非開示を希望する場合には、「連絡先等の届出書」の下欄の非開示の希望に関する申出書に必要事項を記載してください。
- ☐ 進行に関する照会回答書 1 通
- ☐ 「年金分割のための情報通知書」 1 通
 - 情報通知書は離婚後又は内縁関係解消後に交付されたものを提出してください。
 - 情報通知書の請求手続きについては、年金事務所の窓口にお問い合わせください。
 - ※ 被用者年金制度が厚生年金保険制度に一元化されたことにより、平成27年9月30日までに発行された情報通知書は使用できません。また、厚生年金の他にも年金がある場合、新たに情報通知書を取り直していただく可能性があります。

5 手続に必要な書類等の提出方法等（書類等はA4サイズで提出してください。）

- ・ 調停では、必要に応じて、自分の主張を裏付ける資料等を提出していただくことがあります。調停委員会の指示に従って提出してください。

水戸家庭裁判所

- ・ 年金分割の割合を定める調停（審判）事件は、当事者双方が婚姻中又は内縁関係中に得た財産の分与の一環として話し合い等を進める手続です。そのため、書類等を提出する場合には、裁判所用及び相手方用としてコピー2通を提出するとともに、調停（審判）期日には申立人用の控えを持参してください。
- ・ 書類等の中に相手方に知られたくない情報がある場合で、家庭裁判所が見る必要がないと思われる部分（住所秘匿の場合の源泉徴収票上の住所等）は、マスキング（黒塗り）をしてください（裁判所用及び相手方用のコピー2通全て同様に作成してください。）。
- ・ マスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載した上で、その申出書の下に当該書面を一緒に提出してください。この申出書を参考に、裁判官が、相手方の閲覧・謄写（コピー）申請を認めるかどうか判断します。

* この提出方法は年金分割の割合を定める調停・審判事件の取扱いです。他の事件では取扱いが異なる場合があります。

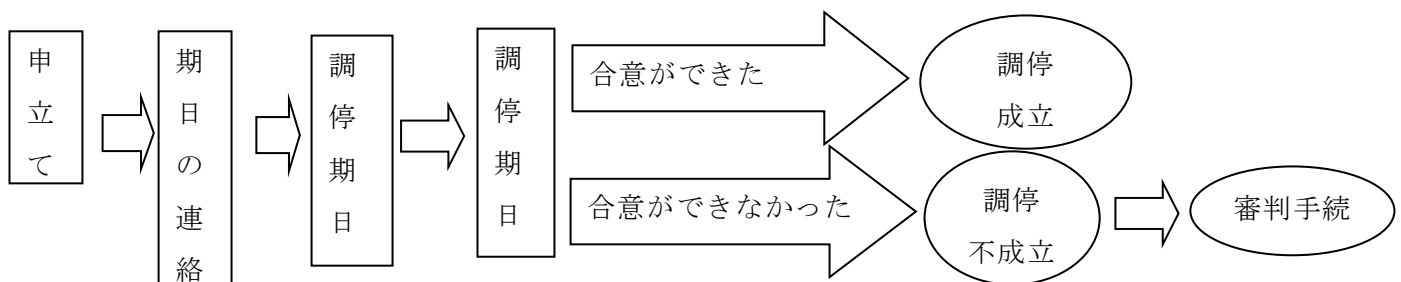
6 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため、「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合であっても、閲覧・謄写が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。これは、最初から審判を申し立てた場合も同様です。

7 調停の進め方について

調停の流れは下図のとおりです。調停は平日に行われ、1回の時間はおおむね2時間程度です。申立人待合室、相手方待合室でそれぞれお待ちいただいた上で、交互又は同時に調停室に入ります。調停委員が中立の立場で、双方のお話をお聴きしながら話し合いを進めていきます。



8 その他

調停が成立した場合、実際に年金分割制度を利用するためには、一定の期限内に、当事者のいずれか一方から、年金事務所の窓口において、年金分割の請求（標準報酬改定請求等）手続を行う必要があります。家庭裁判所の調停に基づいて、自動的に分割されるわけではありませんので、ご注意ください。